入札参加停止業者一覧表

令和8年4月28日　時点

No.	業　者　名	入札参加停止期間				入　札　参　加　停　止　理　由
1	株式会社トーニチコンサルタント　北関東事務所	4か月間	令和8年1月23日	～	令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
2	大日コンサルタント株式会社　東日本支社	4か月間	令和8年1月23日	～	令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
3	大日コンサルタント株式会社　埼玉事務所	4か月間	令和8年1月23日	～	令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
4	日本交通技術株式会社　埼玉営業所	4か月間	令和8年1月23日	～	令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
5	KTBI株式会社	1か月間	令和8年4月22日	～	令和8年5月21日	本市発注の「戸田市身体障害者等訪問入浴サービス事業業務委託」契約に関し、「戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」の運用基準記8（2）及び（3）に掲げる例をもとに、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第7号「不正又は不誠実行為」に該当すると判断するに至る事由が発生したため。
6	株式会社クリーン工房	3か月間	令和8年4月27日	～	令和8年7月26日	令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者に投票する報酬として会社の従業員らに現金を渡したとして、当時の代表取締役が公職選挙法違反（買収）の疑いで逮捕され、令和8年3月27日に略式起訴のうえ罰金刑が科されたため。
7	株式会社クリーン工房　川口支店	3か月間	令和8年4月27日	～	令和8年7月26日	令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者に投票する報酬として会社の従業員らに現金を渡したとして、当時の代表取締役が公職選挙法違反（買収）の疑いで逮捕され、令和8年3月27日に略式起訴のうえ罰金刑が科されたため。
8	株式会社大林組　東京本店	1か月間	令和8年4月28日	～	令和8年5月27日	同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。
9	株式会社大林組　関東支店	1か月間	令和8年4月28日	～	令和8年5月27日	同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。